

2024 年度

社会保険労務士コース

教材改正・訂正情報

*2023 年度以前の教材をお持ちの方は、改正・訂正情報の参照頁が異なる場合もあります。
改正情報等の最新情報を参考にしてご活用ください。

『社会保険労務士コース』において、テキスト、マスターノートに関わる法律が一部改正されました。本冊子における法改正等の情報は、時系列に記載されています（最新の情報が最後）ので、ご注意ください。

目 次

- 1 . 教材改正 訂正情報 vol 1 2024.2.1
- 2 . 教材改正 訂正情報 vol 2 2024.3.1
- 3 . 教材改正 訂正情報 vol 3 2024.4.1
- 4 . 教材改正 訂正情報 vol 4 2024.5.1
- 5 . 教材改正 訂正情報 vol 5 2024.6.1



教材改正 訂正情報

vol 1 2024. 2. 1

この情報は、2024年社会保険労務士通信講座の教材配本後における法改正の内容又は誤植等による改正・訂正情報をまとめ、必要に応じて受講期間中に発行するものです。届きしだい必ず関係箇所のご訂正又は訂正をしていただくとともに、教材の一環として綴込みのうえ、ご活用ください。



労働保険徴収法の改正

概 要

(1) 労災保険率の改正

令和6年度に適用される労災保険率について、一部の業種についての改正が行われた。

- ① 労災保険率の最高は、1,000分の88(金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業)で変わっていない。
- ② 労災保険率の最低は、1,000分の2.5で変わっていないが、令和5年度に1,000分の2.5が適用されていた「電気機械器具製造業」が、1,000分の3に引き上げられたため、1,000分の2.5が適用されるのは、「原油又は天然ガス鉱業」、「計量器、光学機械、時計等製造業」、「通信業、放送業、新聞業又は出版業」、「金融業、保険業又は不動産業」の4業種となった。
- ③ 概算保険料の額及び確定保険料の額の計算問題の対象となる確率の高い「その他の各種事業」についての労災保険率は、1,000分の3で変わっていない。

(2) 第1種特別加入保険料率

令和6年度に適用される第1種特別加入保険料率は、令和5年度に引き続き、「労災保険率と同一の率」とされた。

(3) 第2種特別加入保険料率

令和6年度に適用される第2種特別加入保険料率は、一部の事業又は作業について改正が行われたが、最高は1,000分の52、最低は1,000分の3で変わっていない。

(4) 第3種特別加入保険料率

令和6年度に適用される第3種特別加入保険料率は、1,000分の3で変わっていない。

(5) 雇用保険率

令和6年度に適用される「雇用保険率」については、1月20日現在、決定されていない。決次第「教材改正・訂正情報」でご案内する。

受験必修通信講座（合格必修通信講座 共通）

<テキスト>

〔労働基準法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
84・上3～ 上10	(1)割増賃金制度…割増賃金を支払わなければならない(法第37条第1項)。	全文削除

〔労働安全衛生法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
61・下7～ 下1	<input type="checkbox"/> 95…ことができる。 ※教育項目の省略規定は廃止されているため	全文削除
62・上5	③	②
62・上12	④	③
63・上9	⑤	④
63・下16	⑥	⑤
64・上8	⑦	⑥
64・上13	⑧ 前記⑦の	⑦ 前記⑥の
131・下5～下2	95.×…則第35条第1項)。	全文削除

〔労働保険徴収法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
27・上11	全5業種	全4業種
41・上10	㊸ 労働保険事務組合	㊸ <u>一元適用事業であって、労働保険事務組合</u>
41・上14	㊹ 労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託する継続事業	㊹ 労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託しない二元適用事業であって、 <u>雇用保険の保険関係が成立している継続事業</u>
41・下15	第1種特別加入保険料に係るもの	<u>一元適用事業の第1種特別加入保険料に係るもの</u>
54・上16	㊻ 労働保険事務組合	㊻ <u>一元適用事業であって、労働保険事務組合</u>
54・下16	㊼ 労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託する継続事業	㊼ 労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託しない二元適用事業であって、 <u>雇用保険の保険関係が成立している継続事業</u>
54・下2～ 下1	第1種特別加入保険料に係るもの	<u>一元適用事業の第1種特別加入保険料に係るもの</u>



教材改正 訂正情報

この情報は、2024年社会保険労務士通信講座の教材配本後における法改正の内容又は誤植等による改正・訂正情報をまとめ、必要に応じて受講期間中に発行するものです。届き下さい必ず関係箇所のご訂正又は訂正をしていただくとともに、教材の一環として綴込みのうえ、ご活用ください。

vol 2 2024. 3. 1



健康保険法・国民年金法・厚生年金保険法等の改正

概要

(1) 健康保険法の改正

- ① 令和6年度の協会健保の介護保険料率が引下げられた（1.82%→1.60%）。
- ② 出産育児交付金制度の創設に基づく改正（令和6年4月1日施行）

出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給に要する費用の一部について、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき社会保険診療報酬支払基金が保険者に対して交付する**出産育児交付金**をもって充てる旨の規定が新設された。

(2) 令和6年度の年金額の改定（国民年金法・厚生年金保険法）

＜令和6年度の年金額は、前年度から2.7%の引き上げ＞

- ① 国民年金及び厚生年金保険の年金額は、新規裁定者（67歳以下の受給権者）は「名目手取り賃金変動率」を、既裁定者（68歳以上の受給権者）は「物価変動率」を用いて改定されるが、「物価変動率」が「名目手取り賃金変動率」を上回る場合には、新規裁定者及び既裁定者ともに「名目手取り賃金変動率」を用いて改定することとされている。
- ② 令和6年度の年金額の改定の指標となる「名目手取り賃金変動率」は「+3.1%」、**「物価変動率」は「+3.2%」**となった。「物価変動率」が「名目手取り賃金変動率」を上回ったことから、令和6年度の年金額は、本来、「名目手取り賃金変動率」の3.1%を用いて計算することとなるが、令和6年度は、「マクロ経済スライド」による調整率（-0.4%）が適用されることから、令和6年度の年金額は、前年度から**2.7%（3.1%-0.4%）の引き上げ**となった。

＜参考＞ 令和6年度の年金額改定に係る各指標

- ① 名目手取り賃金変動率・・・3.1%
- ② 物価変動率・・・3.2%
- ③ マクロ経済スライドによる「スライド調整率」・・・▲0.4%

令和6年度の年金額及び年金額の改定に伴うテキストの改訂（2月末現在、未公表の年金額があるため）については、「教材改正・訂正情報（vol.3）」でご案内します。

(3) 厚生年金保険法の改正

60歳前半半及び60歳台後半の老齢厚生年金の在職老齢年金に係る「支給停止調整額が、令和5年度の「48万円」から2万円引き上げられ、令和6年度は「50万円」が適用されることとなった。

<労働保険徴収法・健康保険法・国民年金法・厚生年金保険法>

(4) 令和6年に適用される延滞金の率

延滞金の割合は、当分の間の措置として、各年の特例基準割合（銀行の新規の短期貸出約定平均年利をベースにして財務大臣が告示する割合に年1%を加算した割合）が年7.3%に満たない場合には、法定の「年14.6%」の割合は、特例基準割合に年7.3%を加算した割合、法定の「年7.3%」の割合は、特例基準割合に年1%を加算した割合とされる。

令和6年の特例基準割合が1.4%となったことから、延滞金の率は、以下ようになった。

① 労働保険料

① 納期限の翌日から2か月を経過する日まで → 2.4%

② 納期限の翌日から2か月を経過した日以降 → 8.7%

※受験必修通信講座テキスト・「労働保険徴収法」73頁参照

② 健康保険法・国民年金法・厚生年金保険法

① 納期限の翌日から3か月を経過する日まで → 2.4%

② 納期限の翌日から3か月を経過した日以降 → 8.7%

※受験必修通信講座テキスト・「健康保険法」168頁・「国民年金法」139頁・「厚生年金保険法」178頁参照

<社会保険に関する一般常識>

① 高齢者の医療の確保に関する法律の改正

健康保険法等の医療保険制度の規定に基づく「出産育児一時金等」の支給に要する費用の一部に充てるため、社会保険診療報酬支払基金は、高齢者の医療の確保に関する法律に定義する保険者に対し、**出産育児交付金**を交付するものとされた。また、社会保険診療報酬支払基金は、後期高齢者医療広域連合から**出産育児支援金**を徴収することとされた。

① 社会保険診療報酬支払基金 ⇒ 年度ごとに、後期高齢者医療広域連合から、出産育児支援金を徴収する。

② 社会保険診療報酬支払基金 ⇒ 出産育児一時金等の支給に要する費用の一部に充てるため、保険者（医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、都道府県及び市町村、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下、同じ）に対して、出産育児交付金を交付する

※出産育児交付金は、前記①の出産育児支援金をもって充てられる。

③ 社会保険診療報酬支払基金 ⇒ 後期高齢者医療広域連合から出産育児支援金を徴収し、保険者から出産育児関係事務費拠出金を徴収し、及び保険者に対し出産育児交付金を交付する業務等に関する事務の処理に要する費用に充てるため、年度ごとに、保険者から、出産育児関係事務費拠出金を徴収する。

④ 保険者は、出産育児関係事務費拠出金を納付する義務を負う。

② 年金生活者支援給付金の令和6年度価額

① 老齢年金生活者支援給付金（以下の①と②の合計額）

- ① 5,310円×保険料納付済期間の月数/480
- ② A×保険料免除期間の月数/480
- ※ Aの額は、保険料全額免除・4分の3免除・半額免除期間⇒老齢基礎年金の満額（月額）の6分の1に相当する額。保険料4分の1免除期間⇒老齢基礎年金の満額（月額）の12分の1に相当する額。
- ㊦ 障害年金生活者支援給付金
- ① 障害等級の1級に該当する額 6,638円
- ② 障害等級の2級に該当する額 5,310円
- ㊧ 遺族年金生活者支援給付金
- 5,310円（遺族基礎年金の受給権者である子が2人以上ある場合は、5,310円に当該子の数で除して得た額）

改正・訂正補遺

受験必修通信講座（合格必修通信講座 共通）

<テキスト>

〔労働基準法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
78・下7	1週3時間	1週35時間
80・下11～ 下10の間	※以下を追加 4 「 <u>新技術、新商品等の研究開発の業務</u> 」については、 <u>時間外労働の限度時間は適用されない。</u>	

〔健康保険法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
148・下6～ 下5の間	※以下を追加 <u>出産育児交付金（法第152条の2～法第152条の5）</u> ① 出産育児一時金及び家族出産育児一時金（以下、「 <u>出産育児一時金等</u> 」という。）の支給に要する費用の一部については、政令で定めるところにより、高齢者の医療の確保に関する法律第124条の4第1項の規定により社会保険診療報酬支払基金が保険者に対して交付する <u>出産育児交付金</u> をもって充てる（法第152条の2）。 ② 前記①に規定する <u>出産育児交付金</u> の額は、当該年度の概算 <u>出産育児交付金</u> の額とする。ただし、前々年度の概算 <u>出産育児交付金</u> の額が同年度の確定 <u>出産育児交付金</u> の額を超えるときは、当該年度の概算 <u>出産育児交付金</u> の額からその超える額とその超える額に係る <u>出産育児交付調整金額</u> との合計額を控除して得た額とするものとし、前々年度の概算 <u>出産育児</u>	

	<p>交付金の額が同年度の確定出産育児交付金の額に満たないときは、当該年度の概算出産育児交付金の額にその満たない額とその満たない額に係る出産育児交付調整金額との合計額を加算して得た額とする。</p> <p>③ 前記②のただし書の出産育児交付調整金額は、前々年度における高齢者の医療の確保に関する法律第7条第2項に規定する保険者（国民健康保険法の定めるところにより都道府県が当該都道府県内の市町村（特別区を含む。）とともに行う国民健康保険にあっては、都道府県）の全てに係る概算出産育児交付金の額と確定出産育児交付金の額との過不足額につき生ずる利子その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるところにより各保険者ごとに算定される額とする（法第152条の3）。</p> <p>④ 前記②の概算出産育児交付金の額は、当該年度における当該保険者に係る出産育児一時金等の支給に要する費用の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に同年度における高齢者の医療の確保に関する法律第124条の3第1項の出産育児支援金率を乗じて得た額とする（法第152条の4）。</p> <p>⑤ 前記②の確定出産育児交付金の額は、前々年度における当該保険者に係る出産育児一時金等の支給に要した費用の額に同年度における出産育児支援金率を乗じて得た額とする（法第152条の5）。</p>	
159・上15	1000分の18.2	1000分の16.0

〔厚生年金保険法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
—	※以下の「頁・行」の「48万円」を「50万円」に修正 「84頁・下22」, 「84頁・下20」, 「84頁・下19」, 「84頁・下9」, 「85頁・上5」, 「85頁・上17」, 「96頁・上5」, 「96頁・上7」, 「96頁・上8」, 「96頁・下4」	
—	※以下の「頁・行」の「480,000円」を「500,000円」に修正 「84頁・下10」, 「84頁・下4」, 「96頁・下18」	
84・下2～ 85・上2	※以下に修正 「1,200,000円 { (200,000円+500,000円-500,000円) ×1/2×12} 」となる。 したがって、支給される年金額は、「100,000円 ({2,400,000円 (老齢厚生年金の額) - 1,200,000円 (支給停止基準額) } ÷12) 」となる。 ※支給停止される年金の月額は、100,000円 { (200,000円+500,000円-500,000円) ×1/2}	
85・上8	令和5年4月において、総報酬月額相当額が480,000円	令和6年4月において、総報酬月額相当額が520,000円
85・上11	50,000円	60,000円
96・下15～ 下7	※以下に修正 ・総報酬月額相当額=380,000円 … ① ・基本月額=200,000円 … ②	
	①+②=580,000円 > 500,000円	

	この場合は、「 $(580,000 \text{ 円} - 500,000 \text{ 円}) \times 1/2 = 40,000 \text{ 円}$ 」が支給停止となるため、支給される年金月額、 $160,000 \text{ 円}$ ($200,000 \text{ 円} - 40,000 \text{ 円} = 160,000 \text{ 円}$)となる。	
96・下8～下7	㊸のケースは、支給停止基準額は $480,000 \text{ 円}$ ($40,000 \text{ 円} \times 12$)となるため、支給される老齢厚生年金の額は、 $1,920,000 \text{ 円}$ ($2,400,000 \text{ 円}$ ($200,000 \text{ 円} \times 12$) - $480,000 \text{ 円}$)となる。	
97・上3	「47万円(令和5年度は48万円)」	「47万円(令和6年度は50万円)」
204・下12	$(100,000 \text{ 円} + 480,000 \text{ 円} - 480,000 \text{ 円}) \times 1/2 = 50,000 \text{ 円}$	$(100,000 \text{ 円} + 520,000 \text{ 円} - 500,000 \text{ 円}) \times 1/2 = 60,000 \text{ 円}$
206・上12	135,000円	145,000円
206・上14	$200,000 \text{ 円} - (410,000 \text{ 円} + 200,000 \text{ 円} - 480,000 \text{ 円}) \times 1/2 = 135,000 \text{ 円}$	$200,000 \text{ 円} - (410,000 \text{ 円} + 200,000 \text{ 円} - 500,000 \text{ 円}) \times 1/2 = 145,000 \text{ 円}$

〔労務管理その他の労働に関する一般常識〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
67・下7	65歳以上の者	60歳以上の者
90・上6	令和5年4月	令和6年4月
92・上6	43.5人	40人
218・上13～ 上16	※以下に修正 38. × 設例の事業主は、4人 ($160 \text{ 人} \times 2.5/100 = 4 \text{ 人}$)以上の障害者の雇用義務があるが、設例の事業主は、3人(重度障害者でない対象障害者を1人、重度の対象障害者を1人(重度障害者はダブルカウント))の対象障害者を雇用していることになるので、障害者雇用率に関する法律上の義務を果たしていない(障害者雇用促進法第43条第1項・第3項、同令第9条、同令10条、同令附則第3条)。	
218・上17～ 18	※以下に修正 39. × 設例中、「2.3パーセント」とあるのは「2.5パーセント」、「10万円」とあるのは「5万円」である(障害者雇用促進法第4条第1項、同令第17条ほか)。	

〔社会保険の一般常識〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
84・上12と 上13の間	※以下を追加 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 出産育児支援金、出産育児交付金、出産育児関係事務費拠出金(法第124条の2～法第124条の6、法第139条) </div> ① 社会保険診療報酬支払基金(以下、「支払基金」という。)は、後記㊸の㊸に掲げる業務に要する費用に充てるため、年度ごとに、後期高齢者医療広域連合から、 出産育児支援金 を徴収する。 ② 後期高齢者医療広域連合は、出産育児支援金を納付する義務を負う。	

	<p>③ 前記①の規定により各後期高齢者医療広域連合から徴収する出産育児支援金の額は、医療保険各法の規定による出産育児一時金，家族出産育児一時金，出産費及び家族出産費の支給に要する費用（以下、「出産育児一時金等の支給に要する費用」という。）の額の総額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に，出産育児支援金率及び全ての後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の総数に対する当該後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の数の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>④ 支払基金は，出産育児一時金等の支給に要する費用の一部に充てるため，保険者に対して，<u>出産育児交付金を交付する。</u></p> <p>⑤ 前記④の出産育児交付金は，支払基金が徴収する出産育児支援金をもって充てる。</p> <p>⑥ 前記④の規定により各保険者に対して交付される出産育児交付金の額は，医療保険各法の規定により算定される額とする。</p> <p>⑦ 支払基金は，後記⑩の㉞に掲げる業務に関する事務の処理に要する費用に充てるため，年度ごとに，保険者から，<u>出産育児関係事務費拠出金を徴収する。</u></p> <p>⑧ 保険者は，<u>出産育児関係事務費拠出金を納付する義務を負う。</u></p> <p>⑨ 前記⑦の規定により各保険者から徴収する出産育児関係事務費拠出金の額は，当該年度における後記⑩の㉞に掲げる支払基金の業務に関する事務の処理に要する費用の見込額を基礎として，各保険者に係る加入者の見込数に応じ，厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。</p> <p>⑩ 支払基金は，社会保険診療報酬支払基金法第15条に規定する業務のほか，法第1条に規定する目的を達成するため，次に掲げる業務を行う。</p> <p>㉜ 保険者（国民健康保険にあつては，都道府県）から前期高齢者納付金等を徴収し，保険者に対し前期高齢者交付金を交付する業務及びこれに附帯する業務</p> <p>㉝ 保険者から後期高齢者支援金等を徴収し，後期高齢者医療広域連合に対し後期高齢者交付金を交付する業務及びこれに附帯する業務</p> <p>㉞ 後期高齢者医療広域連合から出産育児支援金を徴収し，保険者から出産育児関係事務費拠出金を徴収し，及び保険者に対し出産育児交付金を交付する業務並びにこれに附帯する業務</p>
—	※以下の「頁・行」の「5,000円」を「5,310円（令和6年度価額）」に修正 「161頁・下1」，「163頁・上4」，「163頁・下8」，「163頁・下7」
163・上3	6,250円 6,638円（令和6年度価額）

<マスターノート>

〔社会保険関係〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
—	※以下の「頁・行」の「48万円」を「50万円」に修正 「77頁・上10」，「77頁・下8」，「77頁・下7」，「77頁・下6」，「77頁・下3」	



教材改正 訂正情報

この情報は、2024年社会保険労務士通信講座の教材配本後における法改正の内容又は誤植等による改正・訂正情報をまとめ、必要に応じて受講期間中に発行するものです。届きしだい必ず関係箇所のご訂正又は訂正をしていただくとともに、教材の一環として綴込みのうえ、ご活用ください。

vol 3 2024. 4. 1



令和6年度の雇用保険率・国民年金及び厚生年金保険の年金額

概要

(1) 令和6年度の雇用保険率

令和6年度に適用される雇用保険率は、令和5年度と同率の以下のとおりとなった。

- ① 一般の事業 1,000分の15.5
- ② 建設の事業を除く特掲事業 1,000分の17.5
- ③ 建設の事業 1,000分の18.5

(2) 令和6年度の年金額（国民年金法・厚生年金保険法）

● 令和6年度の年金額

給付		新規裁定者	既裁定者
国民年金	老齢基礎年金額（満額）	816,000円	813,700円
	障害基礎年金額（1級）	1,020,000円	1,017,125円
	障害基礎年金額（2級）	816,000円	813,700円
	遺族基礎年金額	816,000円	813,700円
	障害・遺族基礎年金の子の加算額		
	・第1子，第2子	234,800円	234,800円
	・第3子以降	78,300円	78,300円
	・振替加算額算出の基礎となる額	234,800円	234,800円
厚生年金保険	老齢厚生年金の加給年金額		
	・配偶者	234,800円	234,800円
	・第1子，第2子	234,800円	234,800円
	・第3子以降	78,300円	78,300円
	3級障害厚生年金の最低保障額	612,000円	610,300円
	中高齢寡婦加算額	612,000円	610,300円

※表中の「新規裁定者」とは、67歳以下の受給権者のことをいい、「既裁定者」とは、68歳以上の受給権者のことをいう。

受験必修通信講座（合格必修通信講座 共通）

<テキスト>

〔労働保険徴収法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
31・下3～ 下1	(注)上記④～⑥の雇用保険率…でご案内する。	(注)上記④～⑥は、令和5年度及び令和6年度に適用される雇用保険率である。
77・上8～ 上10	(注)上記表の雇用保険率は、…でご案内する。	(注)上記表の雇用保険率は、令和5年度及び令和6年度に適用される雇用保険率である。

〔国民年金法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
—	※以下の「頁・行」の「令和5年度」を「令和6年度」に修正 「53頁・下2」, 「54頁・上1」, 「54頁・上9」, 「56頁・上5」, 「61頁・上4」, 「61頁・上14」, 「62頁・上9」, 「78頁・下7」, 「78頁・下5」, 「79頁・上2」, 「79頁・上7」, 「90頁・上12」, 「91頁・下15」, 「91頁・下5」	
—	※以下の「頁・行」の「795,000円」を「816,000円」に修正 「53頁・下2」, 「54頁・上2」, 「54頁・上12」, 「78頁・下6」, 「90頁・上8」, 「90頁・上10」, 「90頁・下13」, 「90頁・下12」, 「90頁・下11」, 「91頁・下17」, 「91頁・下12」, 「91頁・下11」, 「91頁・下10」, 「91頁・下4」	
—	※以下の「頁・行」の「792,600円」を「813,700円」に修正 「54頁・上3」, 「56頁・上7」, 「62頁・上14」, 「78頁・下6」, 「90頁・上9」, 「90頁・上11」, 「91頁・下17」	
—	※以下の「頁・行」の「228,700円」を「234,800円」に修正 「79頁・上1」, 「79頁・上8」, 「90頁・上12」, 「90頁・下13」, 「90頁・下12」, 「90頁・下11」, 「91頁・下16」, 「91頁・下11」, 「91頁・下10」, 「91頁・下4」	
—	※以下の「頁・行」の「76,200円」を「78,300円」に修正 「79頁・上1」, 「79頁・上9」, 「90頁・上12」, 「90頁・下11」, 「90頁・下10」, 「91頁・下16」, 「91頁・下10」, 「91頁・下9」	
61・上4～ 上5	新規裁定者は、 <u>228,700円</u> 、既裁定者は、 <u>228,100円</u>	新規裁定者は、 <u>234,800円</u> 、既裁定者は、 <u>234,100円</u>

61・上9～ 上13	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(参考) 実際の加算額</th> </tr> <tr> <th>年 額</th> <th>月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>228,100円</td> <td>19,008円</td> </tr> <tr> <td>⋮</td> <td>⋮</td> </tr> <tr> <td>⋮</td> <td>⋮</td> </tr> <tr> <td>⋮</td> <td>⋮</td> </tr> <tr> <td>⋮</td> <td>⋮</td> </tr> <tr> <td>15,323円</td> <td>1,277円</td> </tr> </tbody> </table>		(参考) 実際の加算額		年 額	月 額	228,100円	19,008円	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	15,323円	1,277円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(参考) 実際の加算額</th> </tr> <tr> <th>年 額</th> <th>月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>234,100円</td> <td>19,508円</td> </tr> <tr> <td>⋮</td> <td>⋮</td> </tr> <tr> <td>⋮</td> <td>⋮</td> </tr> <tr> <td>⋮</td> <td>⋮</td> </tr> <tr> <td>⋮</td> <td>⋮</td> </tr> <tr> <td>15,732円</td> <td>1,311円</td> </tr> </tbody> </table>		(参考) 実際の加算額		年 額	月 額	234,100円	19,508円	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	15,732円	1,311円
	(参考) 実際の加算額																																			
年 額	月 額																																			
228,100円	19,008円																																			
⋮	⋮																																			
⋮	⋮																																			
⋮	⋮																																			
⋮	⋮																																			
15,323円	1,277円																																			
(参考) 実際の加算額																																				
年 額	月 額																																			
234,100円	19,508円																																			
⋮	⋮																																			
⋮	⋮																																			
⋮	⋮																																			
⋮	⋮																																			
15,732円	1,311円																																			
78・下5～ 下4	新規裁定者は、 <u>993,750円</u> ，既裁定者は、 <u>990,750円</u>		新規裁定者は、 <u>1,020,000円</u> ，既裁定者は、 <u>1,017,125円</u>																																	

〔厚生年金保険法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後												
73・下5～下2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>令和5年度価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>228,700円</td> </tr> <tr> <td>228,700円</td> </tr> <tr> <td>76,200円</td> </tr> </tbody> </table>	令和5年度価額	228,700円	228,700円	76,200円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>令和6年度価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>234,800円</td> </tr> <tr> <td>234,800円</td> </tr> <tr> <td>78,300円</td> </tr> </tbody> </table>	令和6年度価額	234,800円	234,800円	78,300円				
令和5年度価額														
228,700円														
228,700円														
76,200円														
令和6年度価額														
234,800円														
234,800円														
78,300円														
74・上12～ 上17	<table border="1"> <thead> <tr> <th>令和5年度価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>33,800円</td> </tr> <tr> <td>67,500円</td> </tr> <tr> <td>101,300円</td> </tr> <tr> <td>135,000円</td> </tr> <tr> <td>168,800円</td> </tr> </tbody> </table>	令和5年度価額	33,800円	67,500円	101,300円	135,000円	168,800円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>令和6年度価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>34,700円</td> </tr> <tr> <td>69,300円</td> </tr> <tr> <td>104,000円</td> </tr> <tr> <td>138,600円</td> </tr> <tr> <td>173,300円</td> </tr> </tbody> </table>	令和6年度価額	34,700円	69,300円	104,000円	138,600円	173,300円
令和5年度価額														
33,800円														
67,500円														
101,300円														
135,000円														
168,800円														
令和6年度価額														
34,700円														
69,300円														
104,000円														
138,600円														
173,300円														

<マスターノート>

〔労働関係〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
83・下12～ 下5	(注)本間において…ご確認されたい。	(注)令和6年度の「広告の事業（その他の各種事業）」の労災保険率及び「一般の事業」の雇用保険率は、令和5年度から変わっていない。

〔社会保険関係〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
—	※以下の「頁・行」の「令和5年度」を「令和6年度」に修正 「39頁・上17」, 「40頁・上2」, 「43頁・上13」, 「45頁・下7」, 「70頁・下8」	
40・上2	228,100円～15,323円	234,100円～15,732円
—	※以下の「頁・行」の「795,000円」を「816,000円」に修正 「39頁・上18」, 「39頁・下13」, 「43頁・上14」, 「43頁・上15」, 「45頁・下4」, 「45頁・下3」, 「45頁・下2」, 「46頁・上3(2箇所)」, 「46頁・上4」, 「45頁・上5」	
—	※以下の「頁・行」の「792,600円」を「813,700円」に修正 「39頁・上19」, 「39頁・下9」, 「43頁・上16」	
—	※以下の「頁・行」の「228,700円」を「224,800円」に修正 「43頁・下13」, 「45頁・下4」, 「45頁・下3」, 「45頁・下2」, 「46頁・上4」, 「46頁・上5」, 「70頁・下7」, 「70頁・下5」	
—	※以下の「頁・行」の「76,200円」を「78,300円」に修正 「43頁・下12」, 「45頁・下2」, 「45頁・下1」, 「46頁・上5」, 「46頁・上6」, 「70頁・下4」	
—	※以下の「頁・行」の「48万円」を「50万円」に修正 「71頁・上15」, 「71頁・下11」, 「71頁・下10」, 「71頁・下9」, 「71頁・下6」	



教材改正 訂正情報

vol 4 2024. 5. 1

この情報は、2024年社会保険労務士通信講座の教材配本後における法改正の内容又は誤植等による改正・訂正情報をまとめ、必要に応じて受講期間中に発行するものです。届き下さい必ず関係箇所のご訂正又は訂正をしていただくとともに、教材の一環として綴込みのうえ、ご活用ください。



労働経済の最新統計資料(「労務管理その他の労働に関する一般常識」関係)

「労働経済」の主な項目の最新統計資料をまとめましたので、「労務管理その他の労働に関する一般常識」の受験用資料としてご使用ください。

(1) 労働時間の動向

<労働時間> (毎月勤労統計調査)

① 実労働時間数

<企業規模 30人以上>

	総労働時間		所定労働時間		所定外労働時間	
	1か月	年間	1か月	年間	1か月	年間
令和5年	143.8	1,726	131.7	1,580	12.2	146
令和4年	143.1	1,718	131.0	1,572	12.1	146

<企業規模 5人以上>

	総労働時間		所定労働時間		所定外労働時間	
	1か月	年間	1か月	年間	1か月	年間
令和5年	136.3	1,636	126.3	1,516	10.0	120
令和4年	136.1	1,633	126.0	1,512	10.1	121

産業別月間総実労働時間（企業規模 5 人以上）＞（毎月勤労統計調査）

- ② 令和 5 年の月間総実労働時間を産業別にみると、「運輸・郵便業」（167.7 時間）、「建設業」（164.3 時間）、「鉱業，採石業等」（161.9 時間）等で長く、「飲食サービス業等」（88.5 時間）、「生活関連サービス業等」（122.2 時間）、「教育，学習支援業」（124.3 時間）等で短くなっている。

＜週休 2 日制等＞（就労条件総合調査）

- ③ 週休 2 日制の状況（企業規模 30 人以上・調査産業計）

		何らかの週休 2 日制の適用	完全週休 2 日制の適用
企 業 数	令和 5 年	85.4%	53.3%
	令和 4 年	83.5%	48.7%
労 働 者 数	令和 5 年	86.2%	61.2%
	令和 4 年	86.7%	59.8%

＜年間休日総数＞（就労条件総合調査）

- ④ 令和 4 年 1 年間の年間休日総数は，1 企業平均で 110.7 日（前年 107.0 日），労働者 1 人平均で 115.6 日（前年 115.3 日）となっている。

＜年次有給休暇＞（就労条件総合調査）

- ⑤ 労働者 1 人平均の年次有給休暇の付与日数，取得日数，取得率（企業規模 30 人以上）

年	平均付与日数	平均取得(消化)日数	取得(消化)率
調 査 産 業 計	日	日	%
平 25	18.5	9.0	48.8
平 26	18.4	8.8	47.6
平 27	18.1	8.8	48.7
平 28	18.2	9.0	49.4
平 29	18.2	9.3	51.1
平 30	18.0	9.4	52.1
令 元	18.0	10.1	56.3
令 2	17.9	10.1	56.6
令 3	17.6	10.3	58.3
令 4	17.6	10.9	62.1

＜変形労働時間制等＞（就労条件総合調査）

- ⑥ 令和 5 年における変形労働時間制を採用している企業数割合は，59.3%（前年 64.0%）であった。
変形労働時間制の種類別に企業の採用状況を見ると，「1 年単位の変形労働時間制」を採用している企業が 31.5%（前年 34.3%），「1 か月単位の変形労働時間制」が 24.0%（前年 26.6%），「フ

レックスタイム制」が6.8%（前年8.2%）となっている。

- ⑦ 令和5年におけるみなし労働時間制を採用している企業数割合は、14.3%（前年14.1%）となっている。

みなし労働時間制の種類別に企業の採用状況をみると、「事業場外労働のみなし労働時間制」を採用している企業が12.4%（前年12.3%）、「専門業務型裁量労働制」が2.1%（前年2.2%）、「企画業務型裁量労働制」が0.4%（前年0.6%）となっている。

(2) 賃金の動向

<賃金水準等>

- ① 現金給与総額（企業規模5人以上・調査産業計）（毎月勤労統計調査）

令和5年の1人平均月間現金給与総額（名目賃金）は、**1.2%増**（前年2.0%増）の**329,778円**となった。また、実質賃金は、**2.5%減**（前年1.0%減）であった。

- ② 前記①の令和5年の平均月間現金給与総額を就業形態別にみると、一般労働者は**1.8%増**（前年2.3%増）の**436,806円**となり、パートタイム労働者は**2.4%増**（前年2.6%増）の**104,567円**となった（毎月勤労統計調査）。

- ③ 主要企業における春闘賃金率及び額は、次のとおり（中央労働委員会調べ）。

平成28年	6,639円 (2.14%)
平成29年	6,570円 (2.11%)
平成30年	7,033円 (2.26%)
令和元年	6,790円 (2.18%)
令和2年	6,286円 (2.00%)
令和3年	5,854円 (1.86%)
令和4年	6,898円 (2.20%)
令和5年	11,245円 (3.60%)

(3) 雇用の動向

- ① 労働力関係

(万人)

	15歳以上人口	労働力人口	全就業者	全雇用者	完全失業者	完全失業率%	労働力人口比率%	雇用者比率%
令和5	11,017	6,925	6,747	6,076	178	2.6	62.9	90.1
令和4	11,038	6,902	6,723	6,041	179	2.6	62.5	89.9

- ② 有効求人倍率

(倍)

平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5
0.93	1.09	1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.28	1.31

③ 高年齢者の雇用状況（令和5年）

- ① 65歳までの高年齢者雇用確保措置のある企業の割合は、99.9%となっている。
なお、高年齢者雇用確保措置の内訳は「定年制の廃止」が3.9%、「定年の引き上げ」が26.9%、「継続雇用の導入」が69.2%となっている。
- ② 65歳定年企業の割合は、23.5%となっている。
- ③ 66歳以上働ける制度のある企業は、43.3%となっている。
- ④ 70歳以上働ける制度のある企業は、41.6%となっている。

④ 障害者の雇用状況（令和5年）

- ① 民間企業（法定雇用率2.3%（*令和6年4月1日からは、2.5%））の実雇用率は、2.33%
- ② 民間企業の雇用障害者数は、64万2,178人
※①、②ともに過去最高を更新
- ③ 民間企業で法定雇用率達成企業の割合は、50.1%（1.8ポイントの上昇）

⑤ 労働組合及び労働組合員の状況（令和5年）

- ① 労働組数（単一労働組合）は、22,789組合（257組合減）
- ② 労働組合員数は、993万8千人（5万5千人減）
- ③ 推定組織率（雇業者数に占める労働組合員数の割合）は、16.3%（0.2ポイント低下）

改正・訂正補遺

受験必修通信講座（合格必修通信講座 共通）

〔雇用保険法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
162・上16	8,355円（ <u>16,710円</u> ×50/100=8,355円）	8,490円（ <u>16,980円</u> ×50/100=8,490円）
162・上17	7,177円（ <u>15,950円</u> ×45/100=7,177円）	7,294円（ <u>16,210円</u> ×45/100=7,294円）



教材改正 訂正情報

この情報は、2024年社会保険労務士通信講座の教材配本後における法改正の内容又は誤植等による改正・訂正情報をまとめ、必要に応じて受講期間中に発行するものです。届き下さい必ず関係箇所のご訂正又は訂正をしていただくとともに、教材の一環として綴込みのうえ、ご活用ください。

vol 5 2024. 6. 1



雇用保険法施行規則等の改正

概 要

- ① 特定一般教育訓練及び専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給申請手続を行う場合の申請期限について、当該教育訓練を開始する日の「14日前まで」（改正前は、「1か月前まで」）とされた。
- ② 特定一般教育訓練及び専門実践教育訓練に係る「担当キャリアコンサルタント」がキャリアコンサルティングを行う場合の留意事項についての規定が追加された。
- ③ 教育訓練支援給付金の受給資格の決定を受けるための手続き関係の規定が改正された。

改正・訂正補遺

受験必修通信講座（合格必修通信講座 共通）

<テキスト>

〔雇用保険法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
108・上9	1か月前まで	14日前まで

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
109・上5と 上6との間	<p>※以下を追加</p> <p>⑤ 担当キャリアコンサルタントは、次の④、⑥に掲げる事項に留意しつつ、前記②の④のキャリアコンサルティングを実施するものとする。</p> <p>④ 特定一般教育訓練受講予定者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する適切な特定一般教育訓練の選択を支援すること。</p> <p>⑥ 特定一般教育訓練受講予定者に対し、自らが役員である又は自らを雇用する法人又は団体の行う特定一般教育訓練を受けるよう不当な勧誘を行わないこと。</p>	
110・下12	④ キャリアコンサルタント	④ 担当キャリアコンサルタント
111・上1	1か月前まで	14日前まで
112・上6と 上7との間	<p>※以下を追加</p> <p>⑩ 担当キャリアコンサルタントは、次の④、⑥に掲げる事項に留意しつつ、前記⑤の④のキャリアコンサルティングを実施するものとする。</p> <p>④ 専門実践教育訓練受講予定者の中長期的なキャリア形成に資する適切な専門実践教育訓練の選択を支援すること。</p> <p>⑥ 専門実践教育訓練受講予定者に対し、自らが役員である又は自らを雇用する法人又は団体の行う専門実践教育訓練を受けるよう不当な勧誘を行わないこと。</p>	
112・下4と 下3との間	<p>※以下を追加</p> <p>なお、教育訓練支援給付金の支給を受けようとする者（以下「教育訓練支援給付金受給予定者」という。）は、専門実践教育訓練を開始する日の14日前まで（当該専門実践教育訓練を開始する日の1か月前の日後に一般被保険者でなくなった教育訓練支援給付金受給予定者にあつては、一般被保険者でなくなった日の翌日から1か月を経過する日まで）に、管轄公共職業安定所に出頭し、次の④、⑥に掲げる書類及び運転免許証その他の教育訓練支援給付金受給予定者本人であることを確認することができる書類を添えて、又は次の④、⑥に掲げる書類の添付に併せて個人番号カードを提示して教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票を提出しなければならない。</p> <p>④ 離職票（基本手当の受給資格の決定を受けていない者に限る。その者が2枚以上の離職票を保管するとき、又は受給期間延長等通知書の交付を受けているときは、併せて提出しなければならない。）（基本手当の受給資格の決定を受けている者である場合（当該者が受給資格通知の交付を受けた場合を除く。）にあつては、受給資格者証）</p> <p>⑥ その他厚生労働大臣が定める書類</p>	
113・上11	提出期限日後に一般被保険者でなくなった	当該専門実践教育訓練を開始する日の1か月前の日後に一般被保険者でなくなった